

静岡労働局発表
令和4年11月18日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 横山 仁之
賃金指導官 太田 忠浩
(電話)054-254-6315

静岡県特定最低賃金の改正を決定しました。 ～3業種について25円引き上げ(令和4年12月21日から)～

静岡労働局(局長 石丸 哲治)は、静岡地方最低賃金審議会(会長 畑 隆)から答申を受けた静岡県特定最低賃金(*)に関し、下の静岡県特定最低賃金改正答申一覧表のとおり改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

(*)「特定最低賃金」とは、静岡県最低賃金(時間額944円)よりも金額が高い最低賃金を定めることが必要と認められた産業について設定されている最低賃金です。

【静岡県特定最低賃金改正答申一覧表】

特定最低賃金名	改正金額 (時間額)	現行金額 (時間額)	引上額	効力発生日
静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金	979円	954円	25円	令和4年 12月21日
静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金	995円	970円	25円	
静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	964円	939円 ()	25円	

() 「静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」が適用される労働者については、令和4年12月20日までは静岡県最低賃金(時間額944円)、12月21日からは特定最低賃金が適用されます。

(注) 「静岡県タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業最低賃金」が適用されていた労働者については、本年改正がなく、令和4年10月5日から静岡県最低賃金(時間額944円)が適用されています。